

中国横断新幹線（伯備新幹線）整備推進会議 規約

（名 称）

第1条 本会は、中国横断新幹線（伯備新幹線）整備推進会議（以下「本会」という）と称する。

（目 的）

第2条 本会は、山陰新幹線など他の新幹線基本計画路線の整備推進団体と連携し、沿線の地方創生に寄与するとともに、大規模災害時の代替機能を確保するため、中国横断新幹線（伯備新幹線）を早期に整備することを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、構成員相互の連携により、次に掲げる事業等を行う。

- (1) 国及び関係機関・団体への請願、陳情に関すること。
- (2) 新幹線の整備を推進するための情報の収集及び調査・研究に関すること。
- (3) 沿線の住民に対する啓発等に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的達成に必要なこと。

（構 成）

第4条 本会は、沿線の市町村、議会並びに経済団体等、本会の趣旨に賛同する団体等によって構成する。

（役 員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2 名

（役員を選任方法及び任期）

第6条 役員は、総会において、これを選任する。

- 2 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 補欠のため選任された役員任期は、その前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、この会の会計を監査する。

(アドバイザー)

第8条 本会の事業に関して助言を得るため、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、会長が委嘱する。

(総会)

第9条 本会の意思決定機関として総会を置く。

- 2 総会は、年1回会長が招集する。ただし、会長は必要に応じ、臨時に総会を招集することができる。
- 3 総会の議長は、会長をもって充てる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 事業計画に関する事項
 - (2) 収支予算に関する事項
 - (3) 規約の改廃に関する事項
 - (4) 前各号に掲げるもののほか重要な事項
- 5 総会は、構成員の過半数の出席によって成立し、議事は、出席構成員の過半数をもって決する。
- 6 総会は、必要に応じ、書面により開催することができる。

(幹事会)

第10条 本会の事業執行等を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会を構成する幹事は、会長が指名する。

(会計)

第11条 本会の経費は、負担金、助成金並びにその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 3 経理に関する規定は、会長が別に定める。

(負担金)

第12条 負担金は、普通負担金と特別負担金とする。

- 2 普通負担金は、第4条第1項に掲げる構成員の負担金とし、その額は総会で定める。
- 3 特別負担金は、必要に応じて、会長が徴収する。

(事務局)

第13条 本会の事務局は、会長の選出団体に置く。

2 事務局に事務局長及び事務局次長並びにその他の職員を置くことができ、会長が指名する。

3 事務局の事務処理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会の解散)

第14条 本会を解散するときには、第9条第5項の規定にかかわらず、総会において、構成員の4分の3以上の同意を必要とする。

(財産の処分)

第15条 本会を解散するとき存する残余財産の処分は、総会において決定する。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和元年5月22日から施行する。

2 本会設立時の会計年度は、第11条第2項の規定にかかわらず、令和元年5月22日から令和2年3月31日までとする。

3 本会設立時の負担金は、第12条の規定にかかわらず、これによらないことができる。